

「いわゆる健康食品」とは？

昨今の健康志向が高まる中、自らの食生活に不安を抱く人、あるいは更なる健康増進を求める人が、「いわゆる健康食品」を、期待を持って摂取しており、その市場規模は年々拡大しています。

「いわゆる健康食品」については法律に基づく定義はありません。原則的には食品の持つ効果や機能を謳うことはできませんが、一定の条件を満たしたものは「特定保健用食品」、「栄養機能食品」として、栄養や健康に関する表示を行って販売することができます。このうち、「特定保健用食品」は、食品安全委員会において、内閣総理大臣から諮問のあった個別食品について、科学的知見に基づいてリスク評価を行っています。

これら以外の「いわゆる健康食品」は、何ら安全性評価はなされていませんが、食品である以上、食品衛生法等の規定に従って製造、販売、輸入しなければならず、公益財団法人 日本健康・栄養食品協会(JHNFA)では、業界の自主規制として健康食品の安全性自主点検認証制度を設けています。しかし、一方で「いわゆる健康食品」の摂取で健康被害が発生していることも事実です。

「いわゆる健康食品」の健康被害に関する予備調査が、ある大学病院の内科外来患者2793例及び入院患者38例(計2831例)について行われました。「いわゆる健康食品」を服用している、もしくは服用していた事例は40.9%であり、そのうち、健康被害の可能性が疑われた事例は48例(4.1%)でした【図表1】。より詳細な聞き取り調査で、肝障害が

発生し、その原因食品が推定された事例が3例存在しました。

〔症例〕57歳女性。平成13年より慢性腎炎で通院。平成17年6月頃より「紫ウコン」の粉末製剤を服用。同年9月血液検査で肝機能の悪化を指摘され、直ちに「紫ウコン」の服用を中止したところ、約2か月後に肝機能は正常化した。

サプリメントの規制は？

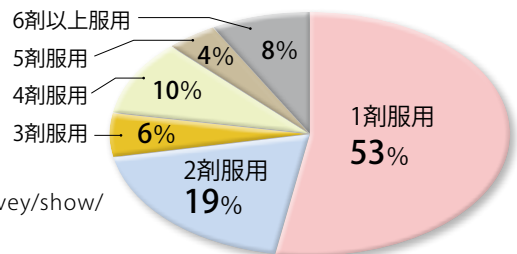
EU、米国等では、サプリメントを「食品・医薬品」とは別のカテゴリーとし、通常の食生活で達成できなかった栄養素等の不足を補助するために摂取されるものであるとして法律を制定しています。日本ではサプリメントの定義もなく、販売の許可、事前登録も不要となっています【図表2】。

サプリメントはビタミン、ミネラル、ハーブなどが主であるため、比較的健康被害が起きにくい、または、発生していても医師にかかっていない限り、本人が気づくことが少ないと考えられます。

図表1

被害が疑われた症例の健康食品服用数について(48名)
食品安全委員会 平成17年度調査
「健康食品等による健康被害予備的調査」
兵庫医科大学内科学 肝・胆・脾科

▶ <http://www.fsc.go.jp/fscis/survey/show/cho20060331052>



図表2 サプリメントに関する法規定

食品安全委員会 平成17年度 調査「健康食品等による健康被害に係る食品の安全性の確保に関する調査」(社)食品流通システム協会 P120-121

	EU(欧州連合)	米国	日本
法制度	食品サプリメントに関するEU指令書	食事性サプリメント健康教育法	食品衛生法+健康増進法
定義	通常の食事を補助するもの	食事補助	なし
対象	サプリメント	サプリメント	その他いわゆる健康食品
範囲	栄養素、当面はビタミン、ミネラル	栄養素、ハーブ	その他いわゆる健康食品
許可制度	事前審査	上市後30日以内の報告のみ	不要

▶ <http://www.fsc.go.jp/fscis/survey/show/cho20060331053>

●食の安全への不安・疑問から情報提供まで、皆様のご質問・ご意見をお寄せください。



食の安全ダイヤル 03-6234-1177 ●受付時間：10:00～17:00/月曜～金曜(ただし祝日・年末年始はお休みです)

Eメール受付：<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html>

食品安全委員会 e-マガジン登録 <http://www.fsc.go.jp/sonota/e-mailmagazine.html>

●「食の安全ダイヤル」「e-マガジン登録」は、食品安全委員会のホームページからアクセスできます。

食品安全委員会ホームページ：<http://www.fsc.go.jp/>



内閣府 食品安全委員会事務局

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL:03-6234-1166